

令和元年11月12日

長岡京市長 中小路 健 吾 様

長岡京市生活環境審議会
会 長 白 石 克 孝

“環境の都”長岡京の実現に向けた長岡京市環境基本
計画の改定について（答申）

令和元年7月9日付け元長環政第70号で諮問のありました、長岡京市環境基本計画の改定について、基本的な考え方や方向性について審議し、とりまとめましたので別添のとおり答申します。

“環境の都”長岡京の実現に向けた長岡京市環境基本
計画の改定について（答申）

令和元年11月12日

長岡京市生活環境審議会

はじめに

令和元年7月9日、長岡京市生活環境の向上に関する基本条例第11条の規定に基づき、長岡京市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方や方向性についての諮問がなされた。

現環境関連計画の策定以降、目標達成に向けた環境施策の推進により、一定の成果を上げてきたが、国内外において環境を取り巻く様々な課題が顕在化しており、パリ協定の発効やSDGsの採択など国際社会全体が協力と責任の元に、持続可能な社会の構築を着実に推進していく必要がある。

そのような中、本市においても気候変動、資源循環、生物多様性などの複合的に解決していかなければならない課題に対して更なる環境施策の推進と広域的連携による対策の強化を早期に実施していかなければならない。

長岡京市生活環境審議会では、諮問事項について、専門的かつ多面的に審議するとともに長岡京市の特性等を踏まえ、第三期環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方や方向性についてまとめたので、ここに答申する。

令和元年11月12日
長岡京市生活環境審議会
会長 白石克孝

目次

1. 改定に向けた基本的な考え方や方向性 1
2. 環境を取り巻く国内外の動向 2～5
3. 第二期環境基本計画の中間まとめ 6～9
 - －1 基本施策における進捗状況・課題
 - －2 基本方向における進捗状況・課題
4. 第三期環境基本計画の基本的事項 10～12
 - －1 計画期間
 - －2 第二期環境基本計画実施計画（第三期間）の延長
 - －3 環境関連計画の統合
 - －4 国および京都府の環境関連計画との連動
5. 第三期環境基本計画の体系等 12～17
 - －1 計画の体系
 - －2 第三期環境基本計画における基本施策の重要追加項目
 - －3 4つの基本方針と行動目標におけるSDGsとの関係性
 - －4 地域環境見える化プロジェクト（小学校区単位）
6. 第三期環境基本計画の視点 18～20
 - －1 新たなステークホルダーとの連携
 - －2 環境基本計画をよりわかりやすく、参画しやすい計画へ
 - －3 市民および事業者へのアンケート調査の実施
 - －4 行政職員すべてが環境発信者として啓発拡大
 - －5 知っているようで知らない環境問題

<参考資料編>

1. 諮問書
2. 長岡京市生活環境審議会委員名簿
3. 長岡京市生活環境審議会開催経過
4. 長岡京市第二期環境基本計画実施計画進捗評価結果（H25～H30）
5. 長岡京市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～持続可能な未来（アース）プラン～進捗報告書（H23～H30）
6. 持続可能な開発目標（SDGs）

1. 改定に向けた基本的な考え方や方向性

2019年の国連による世界人口予測によると、発展途上国の経済活動拡大や平均寿命が上がることなどにより現在約77億人である人口が、2050年には97億人に、更に2100年には110億人に達するとの報告がなされている。

資源の乏しい我が国は、食糧、木材、エネルギー資源などその多くを海外から輸入している。先進国はこれまでの社会経済活動を維持していくために、また、発展途上国は、経済発展や先進国への資源輸出のため、限られた資源を消費しつづけている。そのため、世界的には、人口増加にともなう水不足、森林や海洋資源の消失、砂漠化の拡大など地球環境の回復力を超えた環境負荷の加速に加え、PM2.5やマイクロプラスチックなどのように越境してくる大気・海洋汚染などグローバルな環境汚染が深刻化してきており、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念される。

先進国であり資源依存率の高い我が国は、多くの他の地域での社会経済活動に密接的な関係性があり、環境負荷増の間接的な原因者であるともいえる。

現在、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となったパリ協定に基づき、各国が温室効果ガス排出量削減対策（緩和策）を進めている。しかしながら、北極圏の永久凍土融解の加速や森林火災による温室効果ガス吸収資源の消失、また、大型台風（ハリケーン）の頻発などにより広域的に都市基盤や社会経済活動に甚大な被害をもたらすなど気候変動に伴う世界的な影響が報道もされ、将来リスクの増大が懸念されている。

すでに長岡京市においても、温暖化の影響（豪雨、大型台風が招く西山の倒木による森林資源の消失、水害や土砂災害のリスク拡大、災害廃棄物の増加、異常高温による熱中症、農作物被害など）が起こっており、今後、各部局分野間での更なる横断的な対応が求められる。

今後もこれまで以上に気候変動に起因する様々な事象及び規模が拡大することが予想されることから、これらの喫緊の課題に対して、気候変動の緩和策・適応策の視点を各分野・施策に早急に反映し、計画的にレジリエントなまちづくりに転換していかなければならない。

私たちが、地球温暖化対策を考える際には現段階での世界的な環境負荷の影響と原因を今一度振り返り再認識することが必要である。加えて複合的な課題解決による持続可能な社会の構築に向けて、私たち一人ひとりの立場、責任の中でどのような取り組みが必要で行動に移すべきかを次期計画に反映する。そしてそれらを広く啓発する中で、多くの主体・あらゆる世代の理解・参画・協働を促していく。

2. 環境を取り巻く国内外の動向

① 気候変動適応法の施行（平成 30 年 12 月 1 日）

パリ協定の発効により参加国の温暖化対策の着実な実行が求められているが、今後、最大限の努力をした場合においても世界平均気温の最小限の上昇は避けられないとされている。現在、国内外で顕在化しつつある気候変動の影響に対処するため、温室効果ガス排出の抑制等を行う「緩和策」と合わせ、中長期に避けられない気候変動の影響への「適応策」を進めていく必要がある。

気候変動の影響は、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等と多岐に渡り生じる可能性があることから、地域的、広域的に適切な対応が必要となる。

② 国の第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日）

我が国が抱える環境・経済・社会の課題は、相互に関連・複雑化しており、種々の課題に対して総合的向上が求められている。その具体化の新たな鍵の一つが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣都市と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」の創造である。また、分野横断的な重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定する中、パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するとともに、経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出するとしている。なお、施策の実施においては、2030 年の持続可能な開発目標を定めた SDGs や、温室効果ガス排出削減に関する 2030 年の中期目標、長期的な目標を定めたパリ協定を踏まえ、今後 5 年程度に実施すべき施策を対象として策定された。

③ パリ協定

パリ協定は、2020 年以降の気候変動問題に関係する国際的な枠組みであり、2015 年に「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」で採択され、翌年 2016 年 11 月に発効しました。協定内容は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2°C より十分低く保ち、1.5°C 以下に抑える努力をする。そのために、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、今世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量を均衡させることを長期目

標として掲げています。

このことは、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となった。

日本においては、温室効果ガス排出量を 2013 年比で 2030 年に 26%削減、2050 年までに 80%削減する目標としています。

④ 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs は、2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標を掲げており、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

これらの目標を達成し課題解決をしていくためにも、全ての国が総合的に政府や地方公共団体だけでなく、企業、団体、個人など様々な主体が連携し、それぞれの立場や目的、役割の中で目標を選択し、実行していかなければなりません。



(出典) 国際連合広報センター

⑤ 海洋プラスチック問題の顕在化

これまでに世界の海に存在しているプラスチックごみは、合計で 1 億 5 千万トンと推測され、年間 800 万トンものごみが新たに流入しています。

既に、生態系を含めた海洋環境に影響を及ぼしているだけでなく、沿岸地域での漂着ごみによる居住環境の影響も懸念されています。

海洋汚染となるプラスチックごみの海洋流出量は、アジア地域に多く、日本周辺海域のマイクロプラスチック濃度は、世界平均の 27 倍に達しています。2019年6月に大阪で開催されたG20においても海洋汚染問題が議論され、一定の対策の合意は得られたものの、早期の解決に至るものではありませんでした。現在、多くの先進国が国内で発生したプラスチックごみを輸出していますが、今後は輸出先も少なくなるなどから、輸出すること自体を見直していく必要があります。そのため、海外では、プラスチックの生産・使用自体を削減する動きが加速しつつあります。

⑥ 東日本大震災を契機とするエネルギー政策の転換

平成 23 (2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、国のエネルギー政策の転換により、太陽光発電をはじめとする様々な再生可能エネルギーの導入が進むとともに、省エネのライフスタイルが広がりを見せ、再エネ比率は向上している。しかし、化石燃料による電力供給比率が依然高いことから、温室効果ガス排出量の削減は目標と大きくかい離している。このような状況を踏まえ、本市においては更なる再生可能エネルギー比率の向上と合わせ、災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

⑦ 国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」

2015 年、すべての国が参加する形で、2020 年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2°C 未満にする（さらに、1.5°C に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ、我が国は、2030 年に温室効果ガスの排出を 2013 年度比で 26%削減、2050 年までに 80%削減する目標を掲げています。

この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約 4 割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い換え」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

長岡京市もこの趣旨に賛同し、平成 30 年 4 月に「COOL CHOICE 宣言」を行いました。

⑧ 自治体 P P S（地域新電力会社）

平成 28 年 4 月以降、法律の改正により電力の小売りが全面自由化となり、多くの電気小売事業者が新規参入しています。

そのような中、供給地域を限定し、再生可能エネルギー利用拡大や地域活性化などを目的に自治体が出資する新電力会社が全国的に多く立ちあがっている。自治体が出資する電気の地産地消を目的したこのような新電力会社は、自治体 P P S（Power Producer and Supplier）と定義され、市域の電力供給により、市外への資金流出を抑制し合わせて地域活性化を促進するもので、利益の一部を地域に還元し、エネルギー、福祉、教育などの課題解決を図るなどの事例が多くみられる。

⑨ グリーンインフラ

国は、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、また、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、防災・減災、良好な景観形成、気温上昇の抑制、土壌の創出・保全等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを官民連携で進めるため、令和元年 7 月に「グリーンインフラ推進戦略」を取りまとめ公表した。

その特徴のひとつとして、時間の経過とともに機能が発揮される「成長する」又は「育てる」インフラと言われている。

3. 第二期環境基本計画の中間まとめ

－ 1 基本施策における進捗状況・課題

第二期環境基本計画における 5 つの基本施策および令和 4 年度に達成すべき目標指標について、平成 30 年度現在、計画通りに進捗しており、環境に関連する様々なまちづくりや人づくりは着実にその歩みを進めている。

一方、環境関連計画の柱のひとつである地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量削減は、計画策定以降一定減少していたが、東日本大震災以降のエネルギー政策の転換に伴い電気の排出係数が上昇した結果、目標達成は大変厳しいものとなっている。

そのような中、産業部門においては基準年(1990 年度比)で 67%の削減達成となっている一方で、民生家庭部門では 44%増、民生業務部門でも 107%増となっており、次期計画において具体的な施策立案とパートナーシップ構築による総合的な取組みを進めていかなければならないものとする。

○ 第二期環境基本計画

	基本施策	令和 4 年度達成目標	平成 30 年度
1	エネルギーを大切にす るまちづくり	再生可能エネルギーの世帯 当たりの普及率 5 %以上	4.14% (1.39%)
2	資源循環型社会の形成	一人一日当たりの収集ごみ 量 523 g 以下	540.19 g (567.7g)
3	自然環境の保全	西山の森林の CO ₂ 吸収量 1,300t-CO ₂ 以上	1,503.74 t-CO ₂ (1,150.77 t-CO ₂)
4	快適な都市環境づくり	住民一人当たり公園面積の 増加	3.29 m ² (2.3 m ²)
5	協働・環境学習・エコアクシ ョンの推進	環境ボランティア養成講座 の延べ受講者数の増加	延べ 88 人 (0 人)

※ () 内は、平成 24 年 4 月 1 日現在の現状値

○ 地球温暖化対策実行計画

長岡京市域の温室効果ガス 排出量削減状況	2015 年度実績	2020 年度目標	2030 年度目標
	－5.1%	－25%	－40%

※ 削減目標は、1990 年度比

ー 2 基本方向における進捗状況・課題

1. エネルギーを大切にすまちづくり

東日本大震災の原子力発電所事故を契機に資源エネルギー問題がクローズアップされる中、多くの電力を消費するライフスタイルの改善や、地球温暖化を進める温室効果ガスの排出抑制など、環境負荷の低減につながる取り組みを展開し、一人でも多くの市民が持続可能な社会づくりに貢献できるまちを目指します。

現状：・クールチョイス宣言による省エネ行動の啓発と参画の促進(H30)
・公共施設での再生可能エネルギー導入（太陽光発電）
・官民連携事業である小水力発電設備を導入（H30）
・市役所庁舎、阪急西山天王山駅に電気自動車充電器を設置(H24.25)
・はっぴいバス利用者数の増

課題：・風力、水力、地熱などの再生可能エネルギー利活用資源に乏しい
・メガソーラー設置による再生可能エネルギー電力の確保の困難性
・消費電力総量に対する再生可能エネルギー比率が低い
・温室効果ガス削減目標としてのかい離が大きい
・徹底した省エネルギーの推進
・FIT余剰電力活用による自立・分散型の再生可能エネルギー循環の構築
・災害時の自立・分散型エネルギーの確保
・個々の建築物の省エネルギー化や環境性能の改善
・未利用エネルギー（工場の排熱、下水熱など）の活用

2. 資源循環型の社会づくりを進めます

従来的大量消費型の生活は、資源の無駄遣いを増長させ、大量の廃棄物の発生を伴い、環境に大きな負荷を与えてきました。今日では、地球規模での資源の枯渇や廃棄物処理の問題など様々な環境問題が顕在化していることから、排出者／受益者負担の原則による廃棄物の発生抑制を検討します。あわせて、限りある資源の有効利用を進め、環境への負荷ができるだけ小さい資源循環型の

まちを目指します。

- 現状：
- ・ 保育所、小・中学校給食での食品残渣の資源化開始(H29)
 - ・ 市民団体によるフードドライブやリユースショップ、子供食堂等の活動拡大
 - ・ グリーン・ダウン・プロジェクト開始(H30)
 - ・ ごみの指定袋制度導入に向けた説明会開始(R1)
 - ・ 上下水道ビジョン(R2~R11)策定（案）(R1)
 - ・ 地下水 100%の水道水供給施設 2 か所開設(H25.H26)
 - ・ 小中学校へ雨水貯留浸透施設設置

- 課題：
- ・ 更なる災害廃棄物の適正処理および体制の確立
 - ・ 不法投棄（家電品等）件数の増
 - ・ 食品ロス削減対策の強化
 - ・ 各種イベントでのリユース食器利用によるごみ減量の推進・啓発
 - ・ プラスチックごみ総量の削減
 - ・ 気候変動適応策の強化（水源の枯渇、水質悪化）

3. 自然環境を守ります

本市は、西山をシンボルとする豊かな緑、たくさんの市民に愛されている小泉川や小畑川など、素晴らしい自然環境を有しています。これらの自然環境は、CO₂ 吸収や、生物多様性の保全、水源の涵養といった面でも重要な役割を果たしていることから、大切に守り育て、次世代に引き継いでいきます。

- 現状：
- ・ 計画的な西山の保全・整備・活用を推進
 - ・ ふるさと納税活用による 生物多様性を意識した森林整備(H28~)
 - ・ 竹林資源利活用ネットワーク会議の開催(R1~R2)

- 課題：
- ・ 農業者の高齢化による次世代担い手不足による農地減小
 - ・ 大型台風による森林資源の消失・再整備
 - ・ 生物多様性の保全・啓発
 - ・ 気候変動適応策の強化（農作物の品質・収量低下、動植物絶滅、土砂災害）
 - ・ グリーンインフラの推進

4. 快適な都市環境を創り出します

本市においては、東部を中心に都市化が進展し、交通渋滞の発生や渋滞に伴うCO₂排出量の増加、緑空間の減少など、都市特有の環境問題が散見されます。今後、市民が気軽に緑にふれあい、楽しむことができ、環境に配慮された基盤が整った都市アメニティの高いまちを目指します。

現状：・恵解山古墳公園（H26）や西代里山公園（H28）など新たな公園を開園
・グリーンカーテン講習会の実施やみどりのサポーター制度による市内公園の緑化・維持管理の推進
・透水性舗装道路の整備
・大気、水質、騒音等の各種環境調査の実施、指導

課題：・浸水対策事業と連携した雨水排除能力の向上
・路上喫煙・ポイ捨て防止対策強化
・気候変動適応策の強化（浸水害、健康、BCPの策定）
・空き家や土地の適正管理による都市環境維持
・グリーンインフラの推進

5. 協働・環境学習・エコアクションに自ら取り組みます

地域の担い手である市民の活動が活発な本市では、環境分野においてもたくさんの方の市民団体が活動しています。事業者においても環境に関する取り組みが積極的に行われており、今後も市内で活動されている市民や市民団体、事業者、そして行政が役割と責任を果たし、協働・連携する中で、各主体のエコアクションの実践の輪を広げ、環境活動の盛んなまちを目指します。

現状：・環境団体・サークル等の担い手発掘に向けた支援
・森林ボランティア養成講座の開催
・クールチョイス事業による環境市民力の向上
・西山をフィールドとした環境学習の実施
・市民参加型環境学習会の開催

課題：・環境団体の高齢化、担い手の育成
・地域コミュニティ参加・発信型の環境市民力の向上
・持続可能な環境づくりのために行動する人の輪の拡大

4. 第三期環境基本計画の基本的事項

－ 1 計画期間

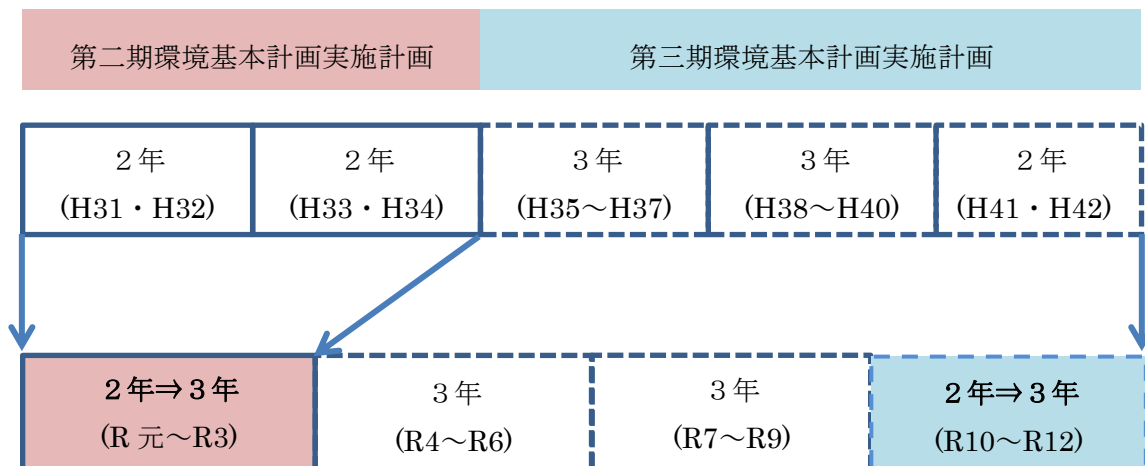
第三期環境基本計画の期間は、令和4（2022）年度から最終目標年次である令和12（2030）年度までの9年間とする。

※ 現計画である第二期環境基本計画の期間は、令和4（2022）年度までとしているが、環境政策に関連する国内外の様々な社会情勢の変化等を踏まえ、緩和策である温室効果ガス排出量削減施策の強化と合わせ、気候変動適応策やマイクロプラスチック海洋汚染などの新たな課題に対し、総合的かつ早急に着手していく必要があることから第二期環境基本計画を1年間短縮する計画期間とする。

－ 2 第二期環境基本計画実施計画（第三期間）の延長

現計画である第二期環境基本計画実施計画（第三期間）は、目標年度が平成34年（令和4年）であり残年数が4年と長かったため、平成31・32年度（令和元・2年）および（令和3年・4年）の2か年ごとの計画とした。

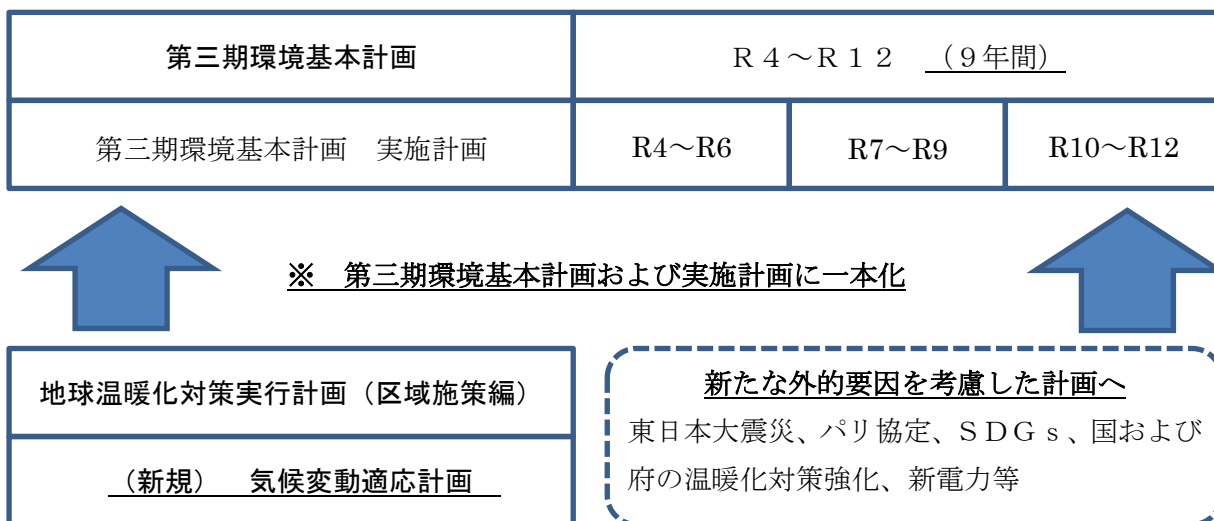
その後、第二期環境基本計画の計画期間を1年短縮した令和3年までとすることから、現実実施計画においては、第三期間（2年）と第四期間（2年から1年）を統合（第三期間を1年延長（令和元～3年））することとし、進捗管理を行うものとする。



－ 3 環境関連計画の統合

第二期の環境関連計画である基本計画実施計画並びに地球温暖化対策実行計画の進捗管理について、およそ 3 年ごとの目標指標を立て個別に評価を行っていた。しかし、それぞれの目標指標に重複する部分も多いことから、第三期環境基本計画においては、気候変動適応計画も新たな視点として評価対象とするとともに、関連性の高い環境関連個別計画を統合し、進捗管理と評価を実施していく。

そのような中で、目標指標の更なる深化と明確化、連携強化により環境・経済・社会の総合的向上に向けた取り組みの具体化を図り、持続可能な社会の構築に貢献していく。



－ 4 国および京都府の環境関連計画との連動

(1) 温室効果ガス削減目標

京都府は、平成 22 年 10 月に「京都府地球温暖化対策条例 (H18.4 施行)」を改定し、平成 42 年度 (令和 12 年度) までの温室効果ガス削減目標を定め、平成 23 年 4 月に施行するとともに、同年 7 月に「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定した。

市では、京都府の温室効果ガス削減目標の改定に伴い、平成 23 年 3 月に「長岡京市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」を策定し、温室効果ガス削減目標を定めた。

国は、パリ協定の採択を受けて、平成 27 年 7 月に地球温暖化対策本部にて「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

その後、令和元年 6 月 11 日には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定した。内容は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとした。

【京都府および長岡京市の温室効果ガス削減目標】

基準年度 1990 (H2)	目標年度 2020 (R2)	目標年度 2030 (R12)
—	△25%	△40%

【国の温室効果ガス削減目標】

基準年度 2013 (H25)	目標年度 2030 (R12)	目標年度 2050 (R32)
—	△26%	△80%

5. 第三期環境基本計画の体系等

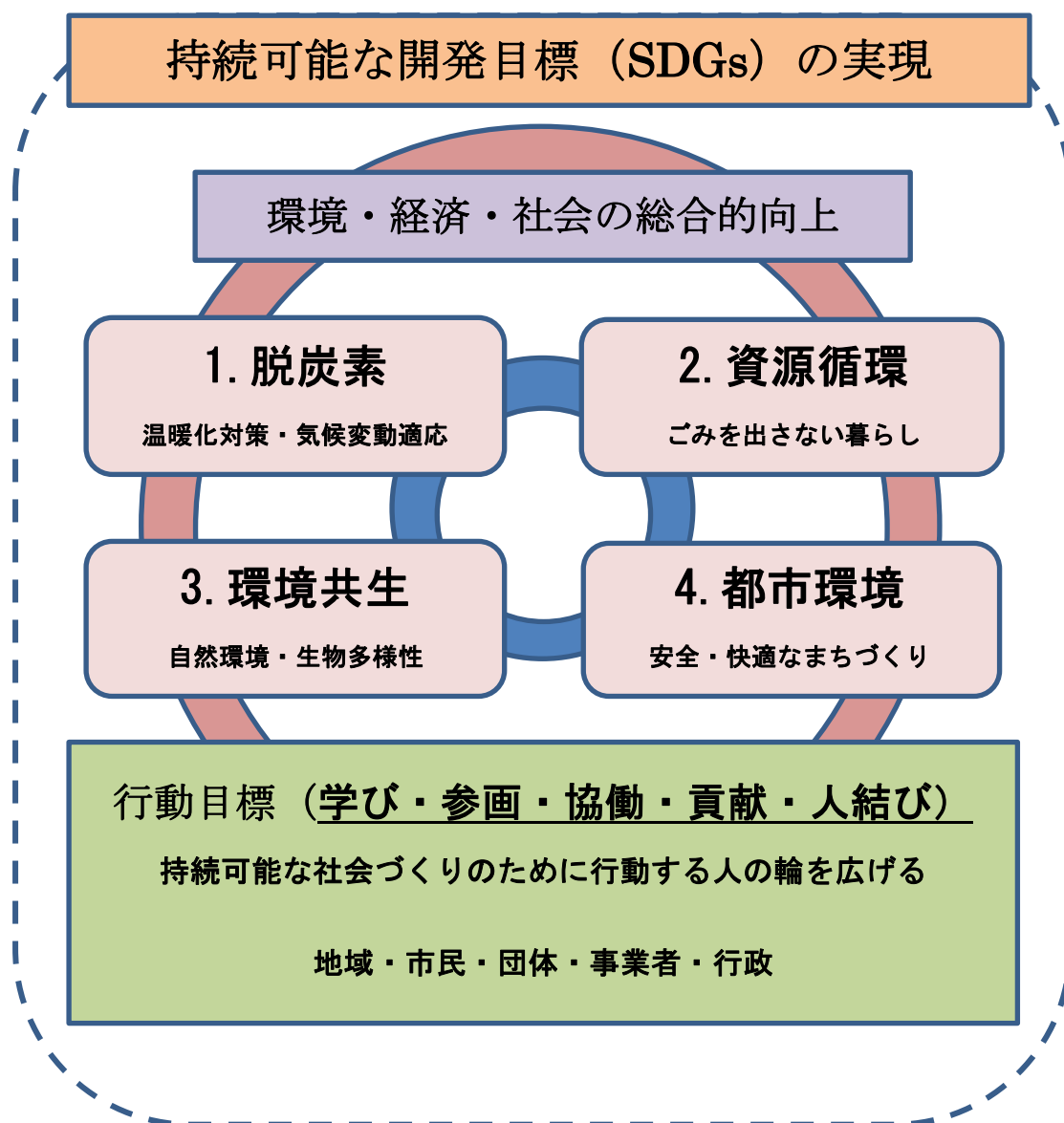
－ 1 計画の体系

第三期環境基本計画は、社会情勢の変化を踏まえ、「脱炭素」「資源循環」「環境共生」「都市環境」の 4 つの柱を環境目標とする。

なお、4 つの環境目標を達成するために、市民、事業者、行政などの各主体が

世代を超えて連携を強化する仕組みづくりとして、行動目標（学び・参画・協働・貢献）を定める。

なお、計画の実行性を確実なものとするため、「SDGs」の考え方を取り入れ各主体の立場や目的、役割を明確化するものとし、合わせて人材育成の強化を図る。



－ 2 第三期環境基本計画における基本施策の考慮すべき重要な視点

第三期環境基本計画基本施策の重要追加項目は、第二期環境基本計画の中間まとめで課題として列記した項目等について整理し、考慮すべき重要な視点として再掲したものである。

次期計画の基本施策策定時は、第二期環境基本計画の基本施策項目およびアンケート調査などの結果を加味した中で、環境施策の総合的向上につながるよう整理し計画に反映すること。

長岡京市第二期環境基本計画基本施策

1 エネルギーを大切にすまちづくりを進めます

- 1 再生可能エネルギーの活用
- 2 省エネルギーの推進
- 3 エコ建築の普及
- 4 エコ交通システムの導入

2 資源循環型の社会づくりを進めます

- 1 廃棄物の発生抑制・再生利用の推進
- 2 資源回収の推進
- 3 廃棄物の適正処理
- 4 水資源の有効活用・水環境の整備

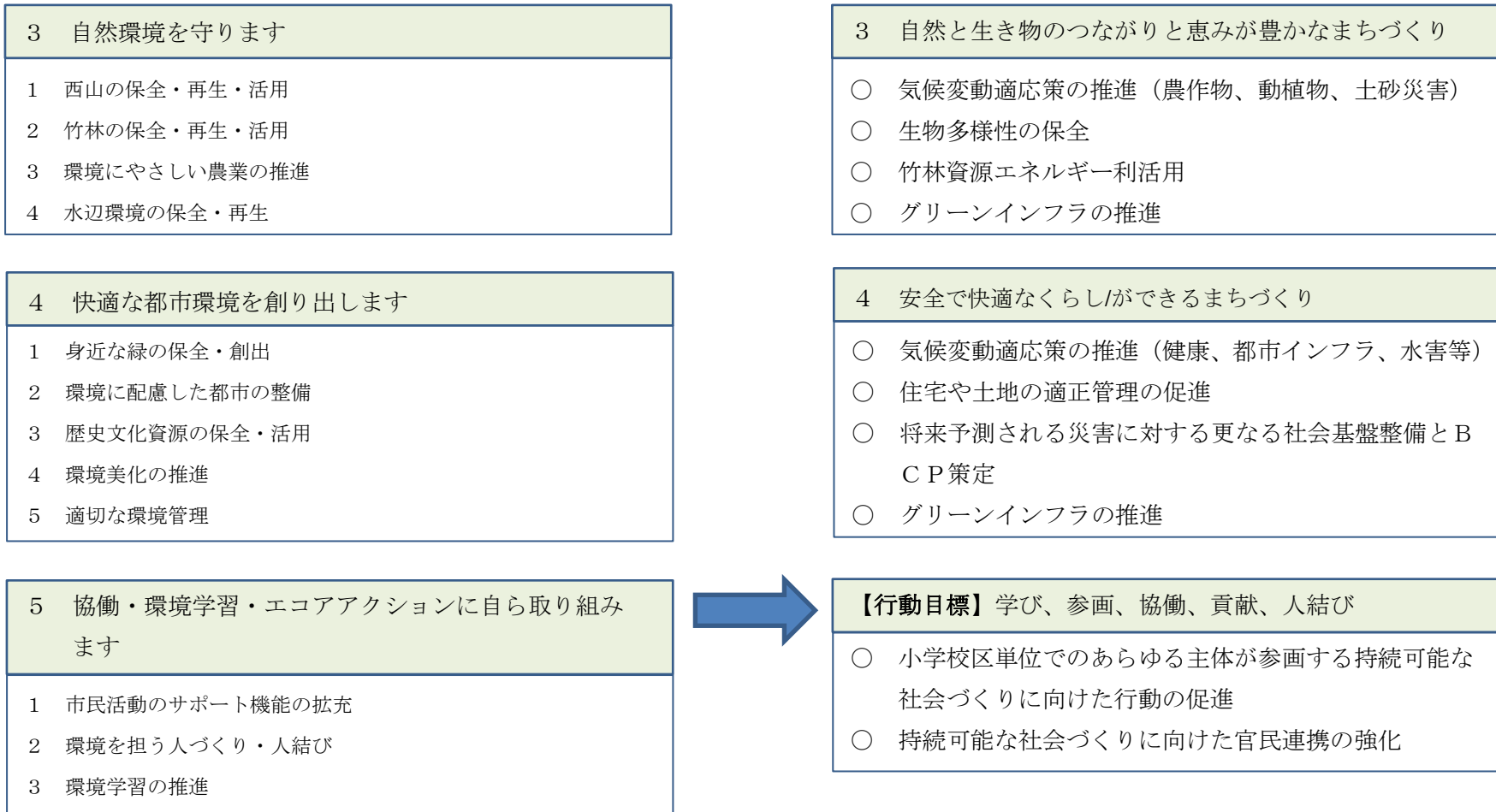
長岡京市第三期環境基本計画基本施策に考慮すべき重要視点

1 二酸化炭素排出量ゼロの未来に向けたまちづくり

- 気候変動に対する緩和策の推進
- クール・チョイスの推進
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換
- 家庭、事業所での環境配慮行動の促進
- 自立・分散型再生可能エネルギーの構築（自治体 PPS）
- 都市間（自治体）エネルギー循環

2 ごみを減らし、資源循環を促進するまちづくり

- 気候変動に対する適応策の推進（水源枯渇・水質悪化）
- 災害ごみ対策の確立
- プラスチックごみの排出量抑制と適正処理
- ゼロエミッション
- 食品ロス（企業、事業者、消費者連携）



※ 第二期環境基本計画の基本施策の5について、第三期計画では、1～4に掲げる基本施策全般にわたる【行動目標】として位置づけるものとする。

－ 3 4つの基本方向と行動目標におけるSDGsとの関係性

1. 脱炭素 二酸化炭素排出量ゼロの未来に向けて



2. 資源循環 ごみを減らし、資源循環を促進するまちづくり



3. 環境共生 自然と生き物のつながりと恵みが豊かなまちづくり



4. 都市環境 安全で快適な環境の中で暮らし、活動できるまちづくり



【行動目標】 (学び・参画・協働・貢献・人結び)
地域・市民・団体・事業者・行政

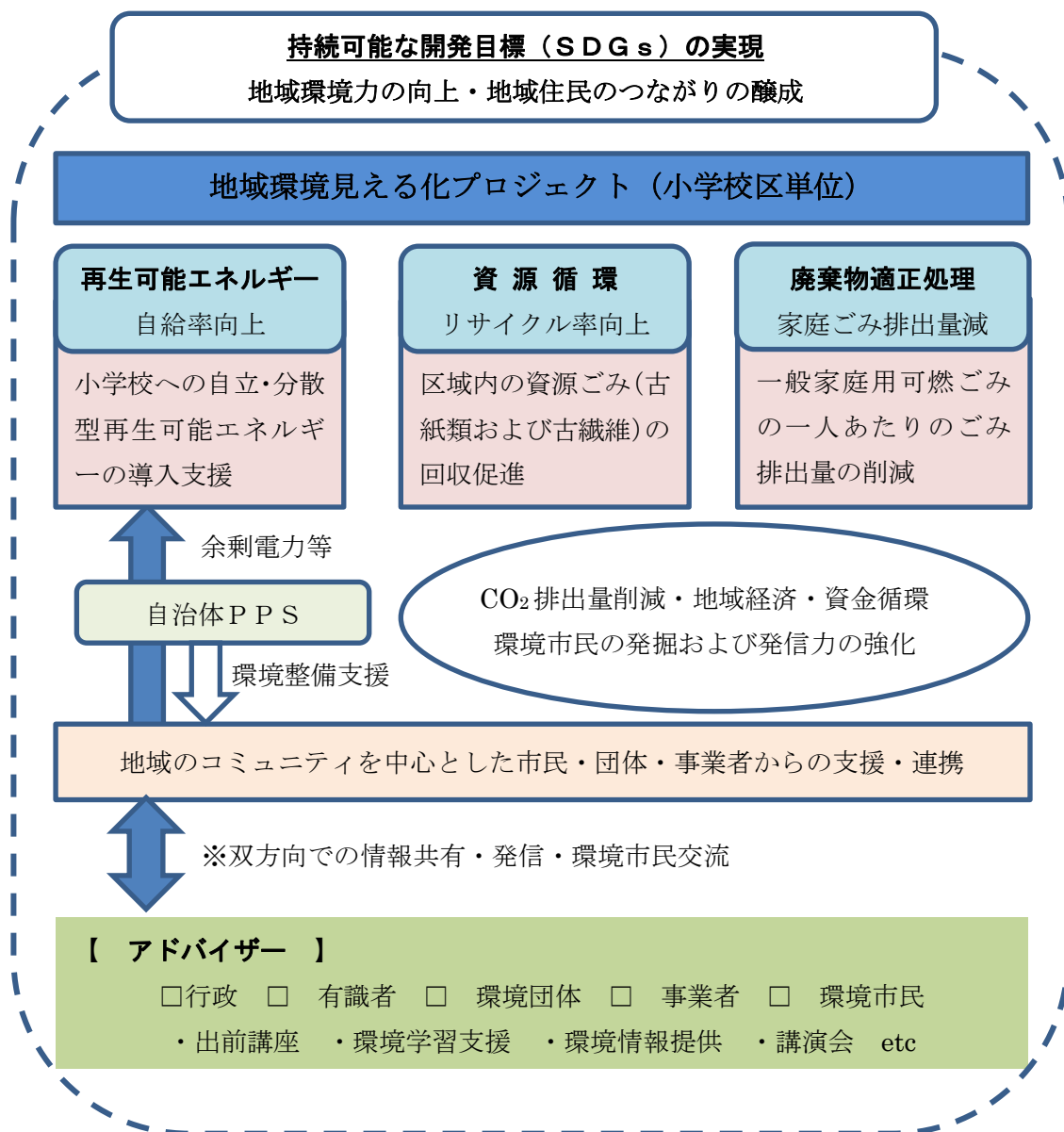
SDGsの17の目標と169のターゲットに対して、それぞれの主体がそれぞれの立場、役割、責任の中で連携し持続可能な社会を構築していく。

－ 4 地域環境見える化プロジェクト（小学校区単位）

地球環境の複合的な課題を解決していくためには、行政だけでなく地域（市民・団体・事業者）と連携・相互補完による総合的な取り組みが必要である。

社会を構成するあらゆる主体が、その役割と責任を認識し、それぞれの立場に応じた環境対策を連携して推進していくことが求められる。

連携強化を小学校区単位での「地域環境力の向上」と「地域住民のつながりの醸成」を視点に取り組みを進めることで、市域における温暖化対策の推進と環境市民の総合力、防災・減災の向上が図れ、地球環境保全と課題解決に貢献するものとする。



6. 第三期環境基本計画の視点

－ 1 新たなステークホルダーとの連携

現在、長岡京市生活環境審議会では、17名の審議会委員による計画の策定ならびに進捗管理・評価を行っている。近年、気候変動適応や海洋汚染拡大などの広範囲な規模での新たな課題もあることから、農業や資源循環に係る委員の参画による計画策定と関係者の行動拡大が必要である。

－ 2 環境基本計画をよりわかりやすく、参画しやすい計画へ

私たちの生活に中長期的に多大な影響を及ぼす環境問題は、それぞれにおいて専門性が高いため理解しにくく、また、多岐にわたる複雑な問題である。

この複合的な課題を早期に解決し環境影響を最小限としていくためにも、行政だけでなくあらゆる主体、あらゆる世代の参画と協働による具体的な行動が何よりも重要である。

そのため、第三期環境基本計画の策定にあたっては目指すべき指標や専門的な内容だけとするのではなく、誰もが環境問題について正しく学び、理解できるような内容にする。そうすることであらゆる主体が、環境問題の全体像を把握し、日々の生活や社会活動のなかで身近な選択として行動に移すことができる計画にすべきと考える。

－ 3 市民および事業者へのアンケート調査の実施

アンケート調査については、無作為抽出によるアンケートとする。ただし、対象者の環境に対する認識等の差が大きくなることが予想される。そのため、環境課題について理解しやすい内容で記載し読んでいただいたうえで、回答いただく内容とすることで市民等が、必要と考える事項の信頼性が上がるものと考えている。ただし、アンケート調査では、回答者への過度の負担による回答率低下とならないような記載内容の工夫とバランスが大切である。

アンケート項目に環境についての記載内容や回答の難易度等も合わせて集計をとることで、次期計画の紙面構成等の工夫が行えるものとする。

－ 4 行政職員すべてが環境発信者として啓発拡大

長岡京市は、ISO や KES 認証取得により一事業所として環境影響項目を定めその環境負荷軽減に継続して取り組んでいる。

また、環境基本計画に基づき部局横断的に実施計画を定め個別具体的な施策を実施し計画策定以降、環境施策は大きく前進してきた。

しかしながら、温室効果ガス削減目標達成項目では、大きな乖離があり、近年、気候変動に伴う様々な影響（浸水害、農作物収量不足など）が拡大してきている現状に鑑み、審議会では、持続可能な社会構築と課題解決に向けた更なる施策展開や様々な主体による環境配慮行動の強化を要望する。

既に先進市で実施している職員によるプラスチックゼロ宣言の取組み等を参考に、本市においても職員一人ひとりが率先して環境について学び、理解し行動する環境発信者となることが、市民、団体、事業者等とのパートナーシップを連携強化していく上で重要なキーとなるものとする。

－ 5 知っているようで知らない環境問題

将来にわたり持続可能な社会を構築し、健康で安心・安全なまちづくりを推進していくためには、一人ひとりがグローバルな環境課題の現在地と将来リスク、また、関連性を理解し環境負荷軽減の行動に移すことが何より重要です。

次年度以降の計画策定に参画する行政（部局横断的な職員）をはじめとしてあらゆる主体、関係者が共通の環境課題を学び、同じスタートラインから議論を重ねていく必要があることから、主な下記項目について次期計画策定の審議会（第1回）までに資料編としてまとめることとする。

（脱炭素、資源循環、環境共生、都市環境）

- ・ RE100
- ・ RE Action
- ・ エネルギー自給率（市町村）

- ・ エシカル消費
- ・ 温室効果ガス排出量（国別、国民一人当たり、長岡京市）
- ・ 海洋汚染状況（マイクロプラスチック汚染）
- ・ グリーンインフラ
- ・ 降雨量
- ・ 再生可能エネルギー比率（国別、市公共施設）
- ・ 砂漠化
- ・ 自治体 P P S
- ・ 自立・分散型エネルギー
- ・ 資源ごみ排出量（国別、国民一人当たり、長岡京市）
 - マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクル
- ・ 食品廃棄物量
- ・ 食品ロス
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律
 - （令和元年 5 月 31 交付、10 月 1 日施行）
- ・ 人口
- ・ 森林面積の推移（世界、日本、長岡京市）
- ・ 生物多様性
- ・ ゼロエミッション
- ・ ソーラーシェアリング
- ・ 熱中症件数
- ・ V P P（バーチャル・パワー・プラント）
- ・ B C P（業務継続計画）
- ・ フードマイレージ
- ・ etc